

参観者アンケート集計

平成 25 年 11 月 29 日に東京都立武蔵高等学校附属中学校において実施した刑事模擬裁判員裁判をご参観いただいた 13 名のアンケート集計です。

第 1 本日の特別授業〔刑事模擬裁判員裁判〕について

1 中学生がこのような模擬裁判授業を受けることをどう思いますか。

大変良い [8] 良いのではないかと思う [5]
 まだ早すぎる [0] 良くない [0] よくわからない [0]

その理由：

- ◆ 体験することで興味が湧き、調べたりするようになるのはよいと思う。
 将来の職業を知ることの一つでもあるのでよいと思う。
- ◆ 法廷という普段の生活ではなじみのない場所ですが、裁判員制度により、これからは誰もがいつでも関わる事になるかわからないので、その心構えとしてとても有効だと思う。
- ◆ このような体験をすることで社会問題に目を向けるきっかけになるし、裁判を身近に感じられると思う。
- ◆ 貴重な体験となるから。
- ◆ 裁判員制度ができ、本来は、誰でも知っておくべきことだと思う。一般の人が関わるということからも義務教育の中学から学ぶことは適切。
- ◆ 社会のシステムを肌で感じ、学べるので。
- ◆ 弁護士、裁判官、裁判員という仕事について理解を深めることができるので。
- ◆ 様々な立場や背景を考える機会になるから。
- ◆ 裁判のニュースがあっても、今までは全く別の世界のことだと思っていたはずですが、これから興味をもって、また判決内容について考えることができますと思います。
 将来裁判員になるかもしれない自分のためにも、大変良いと思った。
- ◆ いろいろと考えるきっかけになる。

2 中学生にとって今回の題材（老人介護傷害致死事件）は適切だと思いますか。

適切 [6] 普通 [4] 不適切 [2] わからない [1]

その理由：

- ◆ 現代でも多くなっている事例だし、介護については知らないという偏見が生まれることの多い分野だから、多くの人の立場で考えられるのはよいと思う。
- ◆ 介護認定など中学生には少し難しいかもしれないが、親子の情も考えつつ判決を下さなければならぬので考えることは多いと思います。
- ◆ 介護についてどの程度の知識があるのか事前に勉強したのか？
- ◆ 超高齢社会の中でこのような介護をめぐるトラブルはどの家族にも生じ得ることだから。
 ただ、実際に介護の現実や被告人の心情が理解できる年齢とも思えず、質問も的を射ていたものが少なかったように思う。
- ◆ あまり身近な案件とは言えず内容が呑み込めていないように感じられたから（高齢社会を考えるきっかけになることについてはよかったと思う）。
- ◆ 非常に身近な題材。

- ◆ これからいよいよ起こりうる問題であり、知っておく必要がある。しかし、殺人の中でも他人ではなく、家族間である点が難しいのではないかと思います。
- ◆ 核家族が多くなかなか触れられない事件ではありますが、これから増えてくる事柄だと思う。
- ◆ 介護自体は中学生にとって身近な事柄ではないが、執行猶予をつけるか否かを考える事件としたら考えやすい案件だと思います。
- ◆ 証言ひとつで風向きがどうにでも変わる難しい裁判だと思うので、適切かどうかわからない。
- ◆ 身近なものではなく、社会的な状況なども含めて題材として難しいと思いました。感情、状況の見づらいシチュエーションだと思います。
- ◆ 生徒たちからいろいろと質問が出たが、それを聞くとまだ中学2年生には早いのかなと感じた。しかし、生徒たちが敬語を使おうとしているのが素晴らしいなと思いました。

3 今回、弁護士役と検察官役を生徒が演じましたが、いかがでしたか。未回答〔2〕

(1) 声の大きさはいかがでしたか。

大きい〔2〕 ちょうど良い〔10〕 やや小さい〔1〕 小さい〔0〕

(2) 演じ方はいかがでしたか。

十分演じていた〔2〕 まあまあ演じていた〔9〕 まったく演じきれていない〔2〕

(3) 論告・弁論はいかがでしたか。 未回答〔1〕

とてもよく考えられていた〔5〕 まあまあ〔5〕 あまりよくない〔2〕

その他〔2〕(石河さんはよかった。)(自分たちで考えたとしたらすごいと思いました。)

4 裁判官チームの生徒らが下した判決はいかがでしたか。未回答〔5〕

どれもよく検討していると思った〔5〕

よく検討しているものも多かった〔3〕

あまり検討していないものも多かった〔0〕

5 本日の授業をご覧になって、改善すべき点やお気づきになった点などございましたら、具体的にご記入ください。

- ◆ 大二郎さんがとてもうまく演じていてわかりやすくありがたかった。
なかなか話が難しいので深まらない。可能性のあるテーマだと思いますが、弁護士側、裁判員側、検察側の生徒たちに授業して下さったのがよかった。本物の人と触れ合える機会があるのがまずよかったと思う。
- ◆ もっとたくさんの保護者の方にも見てもらいたい内容で深く考えさせられました。
裁判ごっこのようなものを想像していたのですが、本格的な裁判だったと思います。
家に帰って再度話し合うのが楽しみです。法衣の重みを感じました。
- ◆ もっと参加してほしいと思いました(保護者の方で)。土曜日にしてほしかったです。
- ◆ 同じような質問が続き議論が堂々巡り。
参観していても大変興味深い模擬裁判でした。よい体験を子供たちにさせてもらえてよかった。
- ◆ 休廷中に執行猶予の説明をしていたが、前もって、子ども達に文言の説明をしっかりとしておくべきだと思う。
- ◆ 大変すばらしいものだったと思います。全員が一通り発言する機会があるとよいなと思いました。
- ◆ ストーカー問題なども取り上げてよいのではないかと思います。直接かかわる可能性が高いので。

平成 25 年 11 月 29 日

- ◆ 子どもの話によると、検察官役の子たちは、被告人に同情的であり、執行猶予をつける方がよいと思っていたようで、被告人の悪意への追及が弱く、終始弁護人側が有利だったように思いました。また質問は以前に用意してきたものが多く、次々と変わっていく証言の変化に付いていけず同じことばかり繰り返していたのが残念。
- ◆ 議論するにはいろんな意見が出て適切な題材だと思いますが、地味(?)なため、飽きている子どもたちがちらほら見受けられました。
あと、「えっと。えーっと。」がとても気になりました。「ボケ」も。
- ◆ 同じ質問の繰り返しが多い。

第2 ご参観いただいたあなたのことについてお聞きいたします。

1 受講生との関係について

本中学校の教員〔1〕 他校の教員〔0〕 保護者〔12〕 マスコミ〔0〕 その他〔0〕

2 年齢について

20歳代〔1〕 30歳代〔1〕 40歳代〔10〕 50歳代〔1〕 60歳代〔0〕

3 性別について

男〔0〕 女〔13〕



参観者の判決アンケート集計

1 主文

被告人を懲役 _____ 年の実刑に処する。〔2〕

(法定刑：懲役3年以上20年以下。情状により減刑して1年6か月)

被告人を懲役 _____ 年に処する。〔9〕

(執行猶予にする場合は、3年以下にしなければならない)

この裁判が確定した日から、 _____ 年間、右刑の執行を猶予する。

(猶予期間は、1年以上5年以下)

2 理由

- ◆ 〔懲役1年6月〕認知症の介護は日々の負担が大きくなっていくため、福祉や行政等のケアを積極的に受け、大二郎の負担を軽減する手段を取るべきだった。親身になって介護していた花村さんの証言はあるが、具体性、信憑性に欠ける。介護疲れによる事件はよく報道されているので、一人で介護するのは改善すべき。屈んでいる母親の腰を蹴るにはかなりの怒りをもって足を振り上げている。
- ◆ 〔懲役4年〕理由 未回答
- ◆ 〔懲役3年執行猶予3年〕突発的の行為であったとはいえ、一人の命を奪ってしまった罪は大きいと思う。が、近所づきあいもなく、一対一での介護で全てを背負ってしまったこと、日頃から一生懸命介護をしてきたことから執行猶予をつけた。
- ◆ 〔懲役3年執行猶予2年〕被告人は、母親の介護を金銭目的で行っていたわけではないことは日ごろの被告人の言動を見ていた花村氏の証言からも明らかである。一方で、家の中での様子は伺いしれず、外ではおとなしい被告人も家の中では被害者に対し抑圧的暴力的でなかったと証明されてはならず、被告人の人間性がすべてにおいて明らかになったわけではない。よって執行猶予をつけることにする。
- ◆ 〔懲役2年執行猶予1年〕被告人に同情すべき点が多々あり、犯行が再び行われる可能性は考えにくく、社会の中で立派に更生していけると考えるから。
- ◆ 〔懲役3年執行猶予5年〕介護施設に入れなかったのは被告人の母への愛情からだ判断。介護疲れによる精神的な負担からの突発的な行動の結果だと思われ、情状酌量の余地は十分あると考えられる。実の母に対する傷害致死というところで猶予期間を5年とした。
- ◆ 〔懲役3年執行猶予2年〕介護は大変なので、兄の援助もない中、一人で行っていた点。犯行が計画的ではない点。他人に危害を加える心配がない点。年金がおりるまで頑張って社会生活を送り、良き社会人として暮らしてほしい。
- ◆ 〔懲役3年執行猶予3年〕検察の追及が弱く悪意が認定できませんでした。介護疲れによる突発的な事故であるという結論になります。たしかに、この事故によるストレスが原因である介護から解放された被告人が再び罪を犯すとは思えません。
- ◆ 〔懲役3年執行猶予3年〕母キミ85歳、大二郎には感謝していたとともに、今後の彼の生活について心配もしていたことであろう。すぐに通報したことも誠意を感じる。介護は子育て同様に大変なことも多く、時として感情的になることもある。とはいえ、人命にかかわることであるから無罪となることではなく、執行猶予としたい。